

国立研究開発法人放射線医学総合研究所における  
研究活動の不正行為を防ぐための誓約書に関する細則

平成26年7月1日

26細則第21号

最終改正 平成27年3月30日

27細則第57号

(目的)

第1条 本細則は、国立研究開発法人放射線医学総合研究所における研究活動の不正行為の防止及び対応に関する規程（平成18年10月3日 18規程第111号）第6条第1項及び同条第2項の規定に基づき、国立研究開発法人放射線医学総合研究所において研究活動の不正行為等を防ぐための誓約書（以下「誓約書」という。）について、誓約書の内容、誓約書の提出時期等を定めることを目的とする。

(役職員が提出する誓約書)

第2条 役職員（役員、定年制職員及び任期制職員（短時間勤務職員、博士研究員、大学院課程研究員、専門業務員、業務補助員、嘱託職員を含む）をいう。）は、原則として、業務目標設定票を提出する際又は研究所との間で雇用（役員にあつては任用）のための契約（契約更新を含む。）を行う際に、別紙1の様式で、総務部総務課に提出しなければならない。

2 総務部総務課は、提出された誓約書を、5年間保存するものとする。

3 なお、職員の新規採用時にあつては、定年制職員就業規程、任期制フルタイム職員就業規程、任期制短時間勤務職員就業規程、及び任期制業務補助員就業規程にそれぞれ規定されている採用時に提出すべき「採用にあつての誓約書」と併せて、本細則に基づく誓約書を提出するものとする。

(受入研究員等が提出する誓約書)

第3条 国立研究開発法人放射線医学総合研究所研究員等受入規程で規定される客員研究員、客員協力研究員、共同利用研究員、実習生、連携大学院生等の受入研究員等、は、原則として、研究所から委嘱又は受入れされる際に別紙2の様式で、企画部研究推進課に提出しなければならない。

2 企画部研究推進課は、提出された誓約書を、5年間保存する。

(調達、受託、共同研究等の相手先等が提出する誓約書)

- 第4条 当該年度における調達等で一契約当たり基準額（「国立研究開発法人放射線医学総合研究所契約事務取扱細則」（平成23年4月1日付け23細則第29号）第25条第2項第4号から第9号に掲げる金額）以上の契約額の契約先に対して、総務部契約課は当該契約の締結の際に別紙3の誓約書の提出を契約先に要請する。ただし、当該年度において既に誓約書の提出を受けている契約先についてはこれを省略することができる。
- 2 一契約当たり20万円以上の委託研究及び共同研究について、企画部研究推進課は当該研究の開始の際に別紙3の誓約書の提出を委託研究先又は共同研究先に要請する。
  - 3 契約課及び研究推進課は、第一項及び第二項の誓約書の提出がなされた場合には、当該契約等が終了してから5年間は誓約書を保存する。

（管理監督職員の義務）

- 第5条 管理監督の任にある職員は、管理監督すべき第2条第1項及び第3条第1項に該当する者が、誓約書を提出していない場合は、誓約書を出すよう指導しなければならない。

附 則（平成26年7月1日）

1. この細則は、平成26年7月1日から施行する。但し、外国籍の役職員及び受入研究員等に関しては、平成26年度は第2条及び第3条の対象から除外する。
2. 平成26年度に関しては、平成26年8月31日までに役職員は総務部総務課に、受入研究員等は企画部研究推進課に誓約書を提出するものとする。
3. 第4条の適用にあたっては本細則の施行時に既に契約等を行っているものは、対象から除外する。

附 則（平成27年3月30日）

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

(別紙1) 役職員用

国立研究開発法人放射線医学総合研究所

理事長 ○○○○ 殿

### 研究活動の不正行為に関する誓約書

私は、国立研究開発法人放射線医学総合研究所で勤務するに当たり、「国立研究開発法人放射線医学総合研究所における研究活動の不正行為の防止及び対応に関する規程」を始めとする規程類、研究費配分機関の規則類及び法令を遵守し、下記に掲げる行為を行わず、荷担せず、また、それらの行為を発見した場合には遅滞なく報告し、誠実に勤務することを誓約します。

万が一これに違反し、若しくは相違があった場合には、規程類に基づく解雇、雇用契約取り消しその他のいかなる処分又は研究費配分機関からの処分がなされてもなんら異議を申し立てないことはもちろん、処分に係わる法的な責任を負担するとともに、これにより研究所に損害を被らしめた際には、その損害賠償の責に任ずることを誓約します。

### 記

1. ねつ造、改ざん、盗用等の研究の不正行為
2. 預け金、プール金、着服等の研究に係る経費の不正使用

年月日

所属

氏名 印

(別紙2) 受入研究員等用

国立研究開発法人放射線医学総合研究所

理事長 ○○○○ 殿

### 研究活動の不正行為に関する誓約書

私は、国立研究開発法人放射線医学総合研究所に委嘱又は受入れられるに当たり、「国立研究開発法人放射線医学総合研究所における研究活動の不正行為の防止及び対応に関する規程」を始めとする貴研究所の受入れ研究員等に適用される規程類、研究費配分機関の規則類及び法令を遵守し、下記に掲げる行為を行わず、荷担せず、また、それらの行為を発見した場合には遅滞なく報告し、誠実に行動することを誓約します。

万が一これに違反し、若しくは相違があった場合には、貴研究所の規程類に基づく委嘱・受入れ取り消しその他のいかなる処分又は研究費配分機関からの処分がなされてもなんら異議を申し立てないことはもちろん、処分に係わる法的な責任を負担するとともに、これにより貴研究所に損害を被らしめた際には、その損害賠償の責に任ずることを誓約します。

### 記

1. ねつ造、改ざん、盗用等の研究の不正行為
2. 預け金、プール金、着服等の研究に係る経費の不正使用

年月日

受入組織

現住所

氏名 印

(別紙3) 取引先用

国立研究開発法人放射線医学総合研究所

理事長 ○○○○ 殿

研究活動の不正行為に関する誓約書

△△は、国立研究開発法人放射線医学総合研究所と調達、受託、共同研究等の取引を行うに当たり、貴研究所の規程類及び法令を遵守して下記に掲げる行為に関与せず、また、貴研究所の職員等から不正な行為の依頼等があった場合には遅滞なく通報し、さらに、内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力することを誓約します。

万が一これに違反し、不正等が認められた場合には、取引停止その他のいかなる処分がなされてもなんら異議を申し立てないことはもちろん、不正等に関与することにより貴研究所に損害を被らしめた際には、その損害賠償の責に任ずることを誓約します。

記

1. ねつ造、改ざん、盗用等の研究の不正行為
2. 預け金、プール金、着服等の研究に係る経費の不正使用

年月日

法人名 印

代表者名 印